

令和 8 年度 新宿区自立支援推進員 募集案内

この採用選考は、新宿区自立支援推進員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉系	自立支援推進員	1 名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容(今回募集の主な業務は以下のとおり)

(5) 被保護者の債務に係る調査及び納付相談等に関すること。

(7) 前記の他、法の円滑な遂行のために必要な補助的業務を行うものとする。

翌年度以降は以下の業務に従事する可能性もあります。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の生活支援及び訪問調査に関すること。

(2) 被保護者の就労相談及び就労指導に関すること。

(3) 被保護者の年金調査等、社会資源の活用に関すること。

(4) 被保護者の精神保健福祉に関すること。

(6) 被保護世帯の子どもに対する学習・生活支援等に関すること。

4 勤務場所

新宿区福祉部生活福祉課(新宿区新宿五丁目 18 番 21 号)

5 任用期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと

(1) 職務の遂行に必要な知識、技能及び経験を有していること。

(2) 被保護者の生活支援(被保護者宅への訪問及び被保護者宅での活動、病院・施設等への同行等)が可能であり、意欲を持って職務を遂行すると認められること。

(3) 社会福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 28 条の規定における登録を受けた者)又は精神保健福祉士(精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)第 28 条の規定における登録を受けた者)の資格を有していること、又はそれと同等の知識、技能及び経験を有していると認められること。

ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	小論文（テーマ：「生活保護に関して思うこと」 文字数：400 字程度）
結果発表	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）（予定） 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和 8 年 4 月 1 6 日（木） 新宿区新宿五丁目 1 8 番 2 1 号 新宿区福祉部生活福祉課 （新宿区役所第二分庁舎 1 階）
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和 8 年 4 月末頃（予定） 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

新宿区所定の採用選考申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

採用選考申込書は、新宿区生活福祉課で配布します。

また、新宿区ホームページの「会計年度任用職員の募集」ページの「医療・介護・福祉（会計年度任用職員）」内にある「令和 8 年度生活福祉課・保護担当課会計年度任用職員の募集」からダウンロードできます。（http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index05_03_02n_03.html）

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 < 提出書類 > ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）* 写真貼付のこと ・ 第一次選考の小論文 ・ 社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有している者は、そのことを証する書類の写し、その他、過去の生活保護関係の実務経験がある者は、そのことを証する在職証明書等 ・ 返信用封筒 <u>ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u>
------	---

	<p>< 郵送の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、一次選考の小論文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「自立支援推進員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	<p>令和8年3月13日(金) から 令和8年4月7日(火) (必着)</p> <p>持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。</p>
申込先	<p>〒160 - 0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号</p> <p>新宿区福祉部生活福祉課庶務係</p>

9. 勤務条件

勤務時間	<p>休憩時間を除き、1週間につき30時間勤務とし、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>休憩時間60分</p> <p>月曜日から金曜日の間で週4日勤務(週30時間勤務)</p> <p>所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。</p>
休日等	<p>週休日：原則として日曜日、土曜日及び1週間につき1日</p> <p>休日：国民の祝日、年末年始</p> <p>週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。</p>
休暇等	<p>(有給休暇)</p> <p>年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等</p> <p>(無給休暇)</p> <p>病気休暇(引き続く5日までは有給)、母子保健健診休暇等</p>
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額 約25万0652円程度(地域手当相当分を含む。) ・ 期末手当の支給対象 ・ 通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 <p>採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。</p> <p>昇給制度はありません。</p>
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	<p>再度の任用の可能性 あり</p> <p>任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、年度末年齢70歳(技能系の職は67歳)を上限年齢として、公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>(上限年齢を超えた場合、公募によらない特例選考の対象外となります。)</p>

	<p>廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。</p>
--	--

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区福祉部生活福祉課庶務係

所在地：160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号

電話番号 03(5273)4555(直通)(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

新宿区役所第二分庁舎案内図

住所 東京都新宿区新宿五丁目18番21号

電話 03(5273)4555(生活福祉課庶務係直通)

最寄りの駅

丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、各駅から徒歩約5分

最寄りのバス亭

新宿五丁目、新宿追分、新宿伊勢丹前、日清食品前



注：区役所本庁舎ではなく、区役所第2分庁舎になりますのでご注意ください。